

## 中国電力からの**重要**なお知らせ

### 電気料金メニュー 「時間帯別電灯(エコノミーナイト)」の 料金単価等について



2023年4月1日からの電気料金の見直しについて、  
当社ホームページ等すでにお知らせしていますが、  
中国電力ネットワーク株式会社による

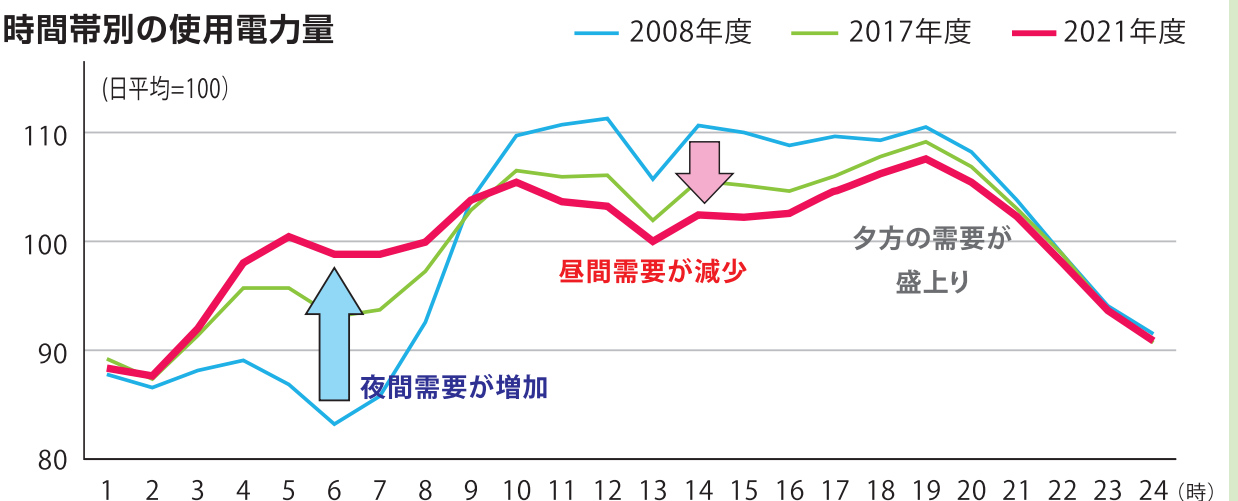
2023年4月1日からの託送料金等の見直し内容が確定したことから、  
その見直し後の内容を反映した料金単価等について、お知らせします。

当社は、これまで以上に徹底した経営効率化に  
グループを挙げて取り組んでまいりますので、  
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### ● 「時間帯別電灯(エコノミーナイト)」の見直しの背景について ●

近年、太陽光発電の設置拡大の進展などにより、昼間需要が減少し、昼間時間帯の発電コストが低下している一方で、電気給湯機の普及などによる夜間需要の増加に伴い、夜間時間帯の発電コストは上昇しています。また、太陽光発電の出力が弱まる夕方においては、電力需要が盛り上がるとともに、太陽光発電からの余剰電力がなくなることから、発電コストの高い揚水発電所などの運転で補う必要が生じています。

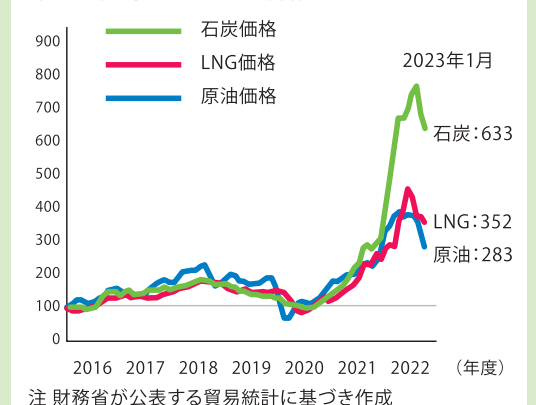
時間帯別の使用電力量



それに加え、ベース電源を担う石炭の価格上昇幅が他の燃料と比べて大きいことなどにより、昼と夜の発電コストの差は更に縮小しています。

「時間帯別電灯(エコノミーナイト)」などは、これまでも二度、料金単価等の見直しを行っていますが、昨今の燃料価格の高騰に加え、こうした電気の更なる使われ方の変化等に伴う昼夜間の発電コストの差の縮小を踏まえ、改めて料金単価等を見直します。

円建て燃料価格(原油換算)の推移  
(2016年4月を100とした場合)



## 2023年4月1日からの見直し内容

2023年4月1日から、時間帯別電灯(エコノミーナイト)の料金単価は下表②のとおりとなります。

【時間帯別電灯(エコノミーナイト)】

|           |                      |                     | 単位          | ①現行の料金単価<br>+燃料費調整単価<br>(再掲:燃料費調整単価) | ②4/1からの<br>料金単価<br>【託送料金見直し反映後】 | 差<br>(②-①) | 《参考》               |                           |
|-----------|----------------------|---------------------|-------------|--------------------------------------|---------------------------------|------------|--------------------|---------------------------|
|           |                      |                     |             |                                      |                                 |            | ③11/25公表済<br>の料金単価 | 託送料金見直し<br>による影響<br>(②-③) |
| 基本<br>料金  | 最初の10kVAまで           |                     | 1契約<br>につき  | 1,210円00銭                            | 1,482円30銭                       | +272円30銭   | 1,270円50銭          | +211円80銭                  |
|           | 10kVA超過              |                     | 1kVA<br>につき | 407円00銭                              | 464円30銭                         | +57円30銭    | 429円00銭            | +35円30銭                   |
| 電力量<br>料金 | 昼間時間<br>8時～23時<br>まで | 最初の<br>90kWhまで      | 1kWh<br>につき | 36円65銭<br>(14円36銭)                   | 38円31銭                          | +1円66銭     | 37円43銭             | +0円88銭                    |
|           |                      | 90kWh超過<br>220kWhまで | 1kWh<br>につき | 43円05銭<br>(14円36銭)                   | 43円91銭                          | +0円86銭     | 43円03銭             | +0円88銭                    |
|           |                      | 220kWh<br>超過        | 1kWh<br>につき | 44円21銭<br>(14円36銭)                   | 44円95銭                          | +0円74銭     | 44円07銭             | +0円88銭                    |
|           | 夜間時間<br>23時～8時まで     |                     | 1kWh<br>につき | 27円62銭<br>(14円36銭)                   | 30円40銭                          | +2円78銭     | 29円08銭             | +1円32銭                    |
|           | 最低月額料金               |                     | 1契約<br>につき  | 418円00銭                              | 612円70銭                         | +194円70銭   | 418円00銭            | +194円70銭                  |

※1. 上記の料金単価はすべて、消費税等相当額(税率10%)を含みます。

※2. ①の料金単価には、2022年7月～9月の貿易統計価格に基づいて算定した燃料費調整単価〔( )内に再掲〕を含み、

②・③の料金単価には、燃料費等調整単価を含みません。

※3. ③の料金単価は、託送料金見直し反映前のものです。

※4. 実際のご請求金額には、燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みます。

※5. 2023年4月1日を含む料金算定期間のご請求金額は、日割計算により算定します。

今回の見直しにより、月々の電気料金にどのくらいの影響がありますか？

| 見直し前                                                      |           | 見直し後【影響額】                |         |
|-----------------------------------------------------------|-----------|--------------------------|---------|
| モデルケースにおける影響額①<br>〔4kVAの電気給湯機をご使用で、<br>月間使用電力量 680kWhの場合〕 | 20,409円/月 | 22,572円/月<br>[+2,163円/月] | +10.60% |
| モデルケースにおける影響額②<br>〔電気給湯機をお持ちでなく、<br>月間使用電力量 610kWhの場合〕    | 20,972円/月 | 22,627円/月<br>[+1,655円/月] | +7.89%  |

※1. 上記の料金は消費税等相当額(税率10%)、2023年4月分の再生可能エネルギー発電促進賦課金および2023年4月分の燃料費等調整額を含みます。

なお、燃料費等調整額には政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による値引き(▲7.0円/kWh)を含みます。

※2. 影響額①のモデル: 契約容量6kVA(4kVAの電気給湯機を設置)、昼間時間電力量: 245kWh、夜間時間電力量: 435kWh

影響額②のモデル: 契約容量6kVA(電気給湯機設置なし)、昼間時間電力量: 378kWh、夜間時間電力量: 232kWh

※3. お客さまごとの影響額は、ご使用中の機器および電気のご使用状況(お客さまのご契約容量やご使用電力量等)によって異なりますので、当社ホームページの「料金メニュー別影響額早見表」にてご確認ください。表紙に記載のフリーダイヤルまでお問い合わせください。

【参考】具体的な料金算定方法

※4kVAの電気給湯機をご使用で、月間使用電力量680kWhの場合

| 区 分              |                 | 現行の料金算定式               | 見直し後の料金算定式             |                 |
|------------------|-----------------|------------------------|------------------------|-----------------|
| 基本料金             | 最初の10kVAまで      | 1,210円00銭(1契約につき)      | 1,482円30銭(1契約につき)      |                 |
|                  | 上記をこえる1kVAにつき   | 407円00銭 × 0kVA         | 464円30銭 × 0kVA         |                 |
|                  | 計               | 上記各金額の合計               | 上記各金額の合計               | ①               |
| 電力量<br>料金        | 昼間時間            | 最初の90kWhまで             | 22円29銭 × 90kWh         | 38円31銭 × 90kWh  |
|                  |                 | 90kWh超過220kWhまで        | 28円69銭 × 130kWh        | 43円91銭 × 130kWh |
|                  |                 | 220kWh超過               | 29円85銭 × 25kWh         | 44円95銭 × 25kWh  |
|                  | 夜間時間            | 13円26銭 × 435kWh        | 30円40銭 × 435kWh        |                 |
|                  | 計               | 上記各金額の合計               | 上記各金額の合計               | ②               |
| 燃料費等<br>調整額      | 燃料費調整額          | 6円77銭 × 680kWh         | ▲7円00銭 × 680kWh        | ③               |
|                  | 離島ユニバーサルサービス調整額 | —                      | 0円00銭 × 680kWh         | ④               |
| 再生可能エネルギー発電促進賦課金 |                 | 3円45銭 × 680kWh(円未満切捨て) | 3円45銭 × 680kWh(円未満切捨て) | ⑤               |
| ご請求金額            |                 | ①+②+③+⑤(円未満切捨て)        | ①+②+③+④+⑤(円未満切捨て)      |                 |

### 燃料費調整制度の見直しについて

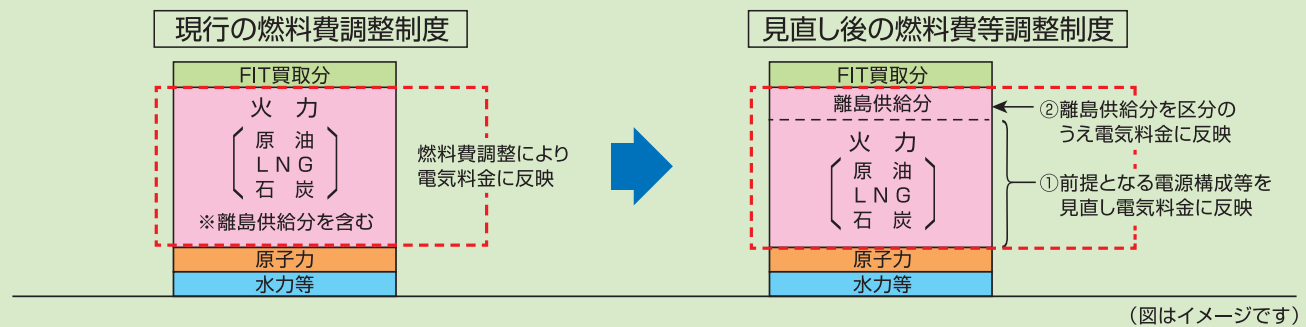
・燃料費調整制度とは、原油、LNGおよび石炭の燃料価格の変動を、あらかじめ定めたルールにより、電気料金に反映させる制度です。

・2023年4月1日実施予定の料金見直しでは、燃料費調整制度について、以下の見直しを行います。

①前提となる電源構成比等の見直しによる基準燃料価格等の見直し

②離島供給に係る燃料費変動(離島ユニバーサルサービス調整)を区分

・今回の見直しにより、燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって算定した額を燃料費等調整額として、電力量料金に反映します。



①電源構成比等の見直し

・現行の燃料費調整諸元を設定した2008年度以降、再生可能エネルギーが増加したことおよび、火力発電の休廃止や三隅2号機の運転開始等を踏まえ、燃料費調整の算定諸元となる電源構成比や基準燃料価格等を見直します。

|      | 構成比  |     |      | 基準燃料価格      | 基準単価  |
|------|------|-----|------|-------------|-------|
|      | 原油   | LNG | 石炭   |             |       |
| 現行   | 15%  | 19% | 66%  | 26,000円/kl  | 24銭5厘 |
| 見直し後 | 4%   | 14% | 82%  | 80,300円/kl  | 21銭2厘 |
| 差    | ▲11% | ▲5% | +16% | +54,300円/kl | ▲3銭3厘 |

②離島ユニバーサルサービス調整

・従来、燃料費調整に含まれていた離島供給に係る燃料価格変動について、離島ユニバーサルサービス調整額として区分して設定します。

・なお、これによりお客さまに追加の料金負担が生じるものではありません。

【燃料費等調整額の算定諸元】

|                  |              |               | 現行         | 見直し後        |
|------------------|--------------|---------------|------------|-------------|
| 燃料費調整単価          | 基準燃料価格       |               | 26,000円/kl | 80,300円/kl  |
|                  | 基準単価         | 低圧(従量制)       | 24銭5厘      | 21銭2厘       |
|                  | 換算係数         | $\alpha$ (原油) | 0.1543     | 0.0406      |
|                  |              | $\beta$ (LNG) | 0.1322     | 0.0982      |
|                  |              | $\gamma$ (石炭) | 0.9761     | 1.2015      |
| 離島ユニバーサルサービス調整単価 | 離島基準燃料価格     |               | －          | 79,300円/kl  |
|                  | 離島基準燃料価格(上限) |               | －          | 119,000円/kl |
|                  | 離島基準単価       | 低圧(従量制)       | －          | 1厘          |
|                  | 離島換算係数       | $\alpha$ (原油) | －          | 1.0000      |
|                  |              | $\beta$ (LNG) | －          | 0.0000      |
|                  |              | $\gamma$ (石炭) | －          | 0.0000      |

※規制料金の認可後、その内容を踏まえて、上記の算定諸元を見直す場合があります。

## 料金以外の供給条件の見直しについて

### 業務効率化等のための見直し

#### ■口座振替割引の廃止

近年、口座振替に加えてクレジットカード払いやスマートフォンによる決済など、支払方法が多様化しており、口座振替以外のお客さまとの公平性や、業務運営の効率化を図り、電気料金の低減につなげるため、口座振替割引を廃止します。

#### ■延滞利息の経過措置の廃止

2017年4月に早遅収制度から延滞利息制度へ見直しを行った際に設定した経過措置(延滞利息は年3%を上限とすること)について、既に相当期間を経過していることから廃止します。

#### ■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価のお知らせ方法の変更

当社事業所の集約化やインターネットの普及等を踏まえ、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費等調整単価のお知らせ方法を、事業所掲示から当社ホームページ等への掲載に変更します。

#### ■解約に係る取扱いの見直し

業務運営の効率化を図るため、「解約日当日中に、お客さまがその理由となった事実を解消のうえ同一の条件で契約を希望される場合は、契約が継続するものとみなす」ことを新たに規定します。

### 制度・法令変更に伴う見直し

#### ■配電事業者の規定

2022年4月から、配電事業者が、特定区域において系統運用を行うことが可能となったことを踏まえ、当該区域のお客さまにも選択約款を適用することを規定します。

#### ■指定区域に離島等供給約款が適用される場合の契約期間の規定

2022年4月から、山間地等の独立した特定区域(指定区域)が、一般送配電事業者の離島等供給約款の対象となったことを踏まえ、当該区域のお客さまとの契約期間の終期は、原則として、離島等供給が開始される日の前日とすることを規定します。

#### ■需給契約の単位の見直し

託送供給等約款において、契約の単位の規定が見直されたことから、需給契約の単位の規定を見直します。

#### ■蓄電池の規定

電気事業法上、一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業が「発電事業」と位置付けられることに伴い、契約申込時の申出事項等に、蓄電池を追加します。

#### ■法令等の名称を変更

再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る法令名の変更等を反映します。

詳しくは、当社ホームページに掲載しています。

<料金以外の供給条件の見直し>

<https://www.energia-support.com/pricerevision/detail.html>



## よくあるご質問にお答えします

### Q1

なぜ、料金単価等を見直しを行うのですか？

### A1

当社は、東日本大震災以降も徹底した効率化を進め料金水準を維持してまいりましたが、燃料価格や電力市場価格の高騰および、太陽光発電の設置拡大などによる電気の使われ方の変化等を踏まえ、電気料金単価等を見直しを行うこととしました。

あわせて、中国電力ネットワーク株式会社が2023年4月1日に実施する、託送料金を見直しについても反映させていただきます。

当社は、これまで以上に徹底した経営効率化にグループを挙げて取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### Q2

託送料金とはどのようなものですか？

### A2

電気料金には、お客さまへの電気の供給に必要な送配電設備の利用料金である託送料金を含んでいます。

中国電力ネットワーク株式会社が2023年4月1日に実施する託送料金を見直しにより、電気料金に含まれる託送料金相当分は以下のとおり変更となります。

なお、中国電力ネットワーク株式会社は、今回の見直し後の託送料金について、コスト効率化を最大限織り込んだうえで、電力の安定供給や品質維持のために必要な高経年化対策に加え、脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンス強化、デジタル化等の環境変化に対応する送配電ネットワークの次世代化の構築に取り組んでいくために必要となる費用を織り込んだものとしています。

|                  | 単 位     | 現 行   | 見直し後〔差〕            |
|------------------|---------|-------|--------------------|
| 託送料金平均単価<br>(低圧) | 1kWhにつき | 9円11銭 | 10円59銭<br>〔+1円48銭〕 |

※1. 上記の託送料金平均単価は消費税等相当額(税率10%)を含みます。

※2. 電気料金に含まれる託送料金相当額は、月々のご使用電力量×上記の単価により算出いただけます。

### Q3

見直し後の内容で中国電力と契約する場合、申請等が必要ですか？

### A3

お客さまから申請等をしていただく必要はありません。

## 中国電力からのお知らせ

### 不審な電話について

現在、自動音声ガイダンスで電気料金に関するアンケートを行う不審な電話がかかってきたという情報等が多く寄せられています。**当社および関係会社では、そのようなアンケートは実施しておりませんので、くれぐれもご注意ください。**

